

平成 20 年 4 月 15 日

国土交通省 大臣官房住宅局  
局長 和泉洋人 様

社団法人 日本医療福祉建築協会  
会長 長澤 泰

### 医療福祉施設の増改築問題に係る改正基準法の解釈是正について(請願)

当協会事業につきましては平素より格別なご指導ご助力を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、昨年 6 月 20 日に改正施行された建築基準法により、医療福祉施設は現在、その整備に大きな支障をきたしております。

つきましては、下記の事由により、既存建物を活用した増改築整備が可能となるよう当該法令の解釈の是正をお願い申し上げる次第です。

現実を踏まえた健全な医療環境・福祉環境の維持発展のために、ぜひとも本件につきご検討の上、ご助力賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

1. 2007 年 6 月 20 日の建築基準法改正による確認申請の厳格化に伴い、これまで運用として認められてきたエキスパンション・ジョイントによる既存建物への構造遡及の回避が認められなくなりました。このため、既存建物の 2 分の 1 以上の増築を行う場合、既存建物も現行の構造基準への適合が求められています。
2. 既存の医療福祉施設の多くは、今回の改正による構造基準には適合しないとみられます。しかし、現状では不適合の場合の補強方法等は示されていません。この結果、既存建物の 2 分の 1 以上の増築は事実上不可能となり、別棟として建設せざるを得ません。
3. 別棟での整備を行った場合、既存施設とは渡り廊下で接続することとなります。しかし、通常の建物と異なり、病院をはじめとする医療福祉施設では、渡り廊下による接続は、機能上および衛生上、支障をきたすことが想定されます。
4. 医療福祉施設は、日常的な制度改変や医療技術の進歩に応じて、そのつど整備更新を求められます。したがって、既存建物を利用しながらの整備が主体とならざるを得ません。しかしながら、今回の改正により、それが事実上不可能となる事態が生じています。現場の実情を踏まえた検討が求められます。

以上